

仕 様 書

1. 品 名 植物繊維解繊装置

(参考機種)

モリマシナリー株式会社 爆砕式エクストルーダ B55 1式

- ・爆砕式エクストルーダ B55 本体
- ・操作制御盤
- ・和文の書類製作
- ・マレーシア国内指定場所車上引き渡し（パイロットプラントまで）
における輸送費

※ 参考機種のほか、3の基本的仕様を満たしているもの

2. 数 量 1式

3. 基本的仕様

- ① スクリュー式連続加圧・解繊(繊維をほぐす)処理に適されること。
- ② 概ね 50mm以下に破碎されたバイオマス系原料を解繊化できること。
- ③ スクリュー型押し込みであり、軸本数は少なくとも1本はあること。
- ④ モーターの出力が 40W～110W の範囲であること。
- ⑤ 排出口調整機構（内圧調整）が装備され、排出口ゲートが開閉できること
- ⑥ モーター用インバーターが付属しており、操作が操作盤にてできること。
- ⑦ OPT 又は木材チップにおいて1次破碎品処理量が 700kg/時間、400kg/時間以上の処理が可能であること。
- ⑧ 装置を屋内、屋外問わず設置できること。
- ⑨ 本件に係る和文の書類（製作仕様書、参考図面、取扱説明書、電気図面）を製作すること。
- ⑩ マレーシア国に設置するため、マレーシア国内指定場所車上渡し（パイロットプラントまで）であること。

4. 納入場所

マレーシア国内指定場所車上引き渡し（パイロットプラントまで）

(Jalan Teknologi 6 Kawasan Perindustrian Mengkibol, 86000 Kluang,
Johor, Malaysia)

5. 納入期限

令和元年12月27日

6. その他

- (1) 納入日、納入方法等の詳細については、担当職員と打合わせのうえ実施すること。
- (2) 試運転については、完成後自主検査及び工場にて無負荷運転を行うこと。自主検査、無負荷運転後に検収することとし、マレーシア国に設置後の不具合については本機保証期間において対応すること。
- (3) 納入に際し、在来部分を汚損した場合は、在来に倣い補修すること。
- (4) 納品の際は、検査職員の検査を受けること。
- (5) 修繕の費用については、使用者の故意又は重過失によるものを除き、納入後1年間無償とすること。
- (6) その他、業務中に疑義が生じた場合は、担当職員と協議のうえ業務を完了させること。